

消費生活センターだより

No.36

浦安市消費生活センター
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
TEL. 047-390-0086
FAX. 047-390-6521

見守り 新鮮情報



ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、**「返品はできない」**

と言われた。注文前に、「返品できない」との**表示**は目に入らなかった。**クーリング・オフ**できないのか。

(80歳代 男性)

えっ! 通信販売 クーリング・オフできないの?

ひとこと助言



見守るくん

よく確認
しよう

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約(返品特約)に従うことになります。
- 「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- 通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- よく分からない場合は、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

消費者トラブルの 解決法を知っておこう！

契約してしまった後でも、契約を解除・取り消しができる場合があります。トラブルにあってしまったときに冷静に対処できるよう、トラブルの解決法を知っておきましょう。



契約を解除したい… そんなときはクーリング・オフ！

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで購入した商品やサービスの契約を一定期間内であれば無条件で契約を解除できる消費者保護制度です。

クーリング・オフの方法

- クーリング・オフは必ず書面で行い「**特定記録郵便**」や「**簡易書留**」など発信の記録が残る方法で**代表者宛**に送付しましょう。
- はがきの場合は**両面をコピーして保管**しておきましょう。
- クレジット契約をした場合は、**クレジット会社にも同様の通知**を送付しましょう。

【はがきの通知例】

郵便はがき	
□□□□□□	
契約解除通知書	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
契約年月日 令和○年○月○日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
商品名 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
契約金額 ○ ○ ○ ○ ○円	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
販売会社名 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
上記契約は解除します。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
なお、支払い済みの○○○円を返金し、商品をお引き取り下さい。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
令和○年○月○日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
住所 浦安市○○ ○丁目○番○号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
氏名 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

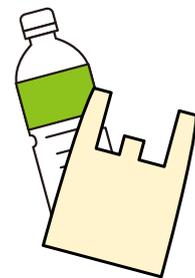
クーリング・オフできる 主な取引と期間

- | | |
|----------------------------|------|
| 訪問販売 | 8日間 |
| (キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む) | |
| 電話勧誘販売 | 8日間 |
| 訪問購入 | 8日間 |
| (いわゆる「押し買い」のこと) | |
| 特定継続的役務提供 | 8日間 |
| (エステ・美容医療・語学教室・学習塾など) | |
| 連鎖販売取引 | 20日間 |
| (マルチ商法) | |
| 業務提供誘引販売取引 | 20日間 |
| (内職商法・モニター商法) | |

インターネットによる通信販売や一部使用してしまった消耗品などは適用除外となります。
詳しくは消費生活センターにお問合せください。

一人で悩まず、消費者センターに気軽に相談を

プラスチックごみ削減に向けた消費者モラルの向上



レジ袋有料化 2020年7月1日スタート



レジ袋削減にご協力下さい

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしましょう。

レジ袋削減にご協力ください！

私たちにできること

- マイバッグを持参し、レジ袋の購入を減らす
- マイボトルを持ち歩き、プラスチックカップごみを減らす
- マイ箸を持ち歩き、プラスチックスプーン、フォークなどのごみを減らす
- 詰替用品を利用し、プラスチックボトルの廃棄を減らす
- プラスチック製ストローの使用を控える
- 屋外に出掛けた際はごみを持ち帰る
- ごみは所定の場所、時間に分別して出す etc



消費生活センターって どんなところ



商品やサービス等消費生活に関する問題や契約トラブルの解決、未然防止など専門の相談員が、トラブル解決のために助言や適切な機関の紹介を行っています。また、講座やイベント等による情報提供を行っています。

消費生活相談

専用電話

047-390-0030

相談日

月～金(祝日及び振替休日、年末年始を除く)

相談時間

午前10時～午後4時

場所

浦安市役所10階

消費者ホットライン

☎188(いやや)

最寄りの消費生活相談窓口につながります。



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

消費生活講座

日常生活に役立つよう、身近なテーマを取り上げて講座を開催しています。

今年度は「食品ロス」と「防災対策と即席レシピ」について公民館と共催で講座の開催を予定しています。詳しくは、公民館情報紙「ルネッサンス」で受講者を募集します。

出前講座

悪質商法や不当請求などに巻き込まれないために、消費生活相談員が具体的な例をあげ、未然防止や対処法などをわかりやすくお話しします。

地域の集会やグループの学習会などに、参加者は10人以上で申込み下さい。会場のご用意をお願いします。

浦安市消費生活センター 浦安市役所 10階 ☎047-390-0030

相談日：月～金（祝日及び振替休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～午後4時